

岩見沢市税条例等の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号及び同年法律第26号）による地方税法の一部改正等に伴い、個人市民税に係るひとり親控除の追加等を行うとともに、市たばこ税の課税方式の一部変更及び固定資産税に係る所有者の特定方法の制度化を行うほか、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

(1) 個人市民税

ア 未婚のひとり親に対する寡婦（寡夫）控除の適用等

未婚のひとり親について、死別又は離別の場合と同様に、寡婦（寡夫）控除を適用する。

また、生計を一にする子を有する寡夫について、生計を一にする子を有する寡婦の控除額と同額とし、寡婦に寡夫と同じ所得要件を追加する。

（第3条の規定による改正後の岩見沢市税条例第27条の3関係）

イ 人的非課税措置の拡充

児童扶養手当受給者に限定されていた単身児童扶養者の非課税措置を、手当の受給にかかわらず、ひとり親を対象とする。

（第1条の規定による改正後の岩見沢市税条例第29条の3の2、第29条の3の3、第3条の規定による改正後の岩見沢市税条例第19条、第4条の規定による改正後の岩見沢市税条例第19条及び附則第1条関係）

(2) 市たばこ税

1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、令和2年10月1日から令和3年10月1日までの間に、2段階に分けて最低税率を設定し、「重量比例課税」から「本数課税」に変更する。

現行	改正後	
	令和2年10月1日以後	令和3年10月1日以後
葉巻たばこ1gで 紙巻たばこ1本	葉巻たばこ0.7g未満で 紙巻たばこ0.7本	葉巻たばこ1g未満で 紙巻たばこ1本

(第1条及び第2条の規定による改正後の岩見沢市税条例第83条関係)

(3) 固定資産税

ア 使用者を所有者とみなす制度の拡大

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる。

(第1条の規定による改正後の岩見沢市税条例第37条関係)

イ 現に所有している者の申告の制度化

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)の氏名、住所等必要な事項の申告を制度化する。

(第1条の規定による改正後の岩見沢市税条例第61条の3関係)

(4) その他延滞金、市民税、固定資産税等に係る所要の規定の整備を行う。

(5) 岩見沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例中の租税特別措置法の条項を引用している規定の整理を行う。

(第5条関係)

第3 施行期日

改正の内容	施行日等
上記第2(1)イのうち、下記に掲げるもの以外 上記第2(3)ア及びイ 上記第2(4)のうち、下記に掲げるもの以外	公布の日
上記第2(1)ア 上記第2(1)イのうち、非課税措置の対象となるひとり親の改正	公布の日 (改正後の条文は令和3年1月1日から適用)
上記第2(2)のうち、葉巻たばこ0.7グラム未満で紙巻たばこ0.7本とする改正	令和2年10月1日

<p>上記第 2 (4) のうち、延滞金に係る改正の一部</p> <p>上記第 2 (4) のうち、市民税に係る改正の一部</p> <p>上記第 2 (4) のうち、固定資産税に係る改正の一部</p>	<p>令和 3 年 1 月 1 日</p>
<p>上記第 2 (2)のうち、葉巻たばこ 1 グラム未満で紙巻たばこ 1 本とする改正</p>	<p>令和 3 年 1 0 月 1 日</p>
<p>上記第 2 (4) のうち、延滞金に係る改正の一部</p> <p>上記第 2 (4) のうち、市民税に係る改正の一部</p> <p>上記第 2 (5)</p>	<p>令和 4 年 4 月 1 日</p>

岩見沢市条例第19号

岩見沢市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市税条例等の一部を改正する条例

(岩見沢市税条例の一部改正)

第1条 岩見沢市税条例（昭和25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「第22項及び第23項」を「第34項及び第35項」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第22項及び第23項」を「第34項及び第35項」に改める。

第13条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第18条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第26条第1項第2号の表の第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第26条第1項第2号の表の第1号」を「同号」に、「第33条の16第10項から第12項まで」を「第33条の16第9項から第16項まで」に改める。

第26条第1項第2号の表第1号オ中「第4号の5」を「第4号の2」に改め、同条第2項前段中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「第5項」を「第4項」に改める。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第29条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第33条の16第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第34条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第23項」を「第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第35条の2第4項から第6項までを削る。

第37条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する。」を「課することができる。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第37条第6項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、

同条第8項を削り、同条第9項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とする。

第43条の見出し及び同条第1項中「第28項」を「第27項」に改め、同条第2項中「第29項」を「第28項」に改め、同条第3項中「第30項」を「第29項」に改める。

第61条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第61条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第62条第1項中「及び第9項」を削り、「及び」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第83条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第83条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第85条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」

を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第87条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第87条第1項中「第85条第2項」を「第85条第3項」に改める。

第160条第2項中「第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3条の4第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条（見出しを除く。）を次のように改める。

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条中「第349条の5まで」とあるのは「第349条の5まで又は附則第15条から第

15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第6号」を「第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第33項」を「第30項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第33項」を「第30項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「第33項第1号ニ」を「第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「第33項第1号ホ」を「第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「第33項」を「第30項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「第33項」を「第30項」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第11項中「第33項」を「第30項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第33項」を「第30項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第33項」を「第30項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第38項」を「第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「第44項」を「第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第47項」を「第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第12条第1項から第5項までの規定中「法附則第15条」を「附則第15条」に改める。

附則第13条中「法附則第15条」を「附則第15条」に改める。

附則第15条第1項中「第19項」を「第18項」に、「法附則第15条」を「附則第15条」に改め、同条第2項中「第19項」を「第18項」に、「法附則第15条」を「附則第15条」に改め、同条第3項中「第19項」

を「第 18 項」に、「法附則第 15 条」を「附則第 15 条」に改め、同条第 4 項中「第 19 項」を「第 18 項」に、「法附則第 15 条」を「附則第 15 条」に改め、同条第 5 項中「第 19 項」を「第 18 項」に、「法附則第 15 条」を「附則第 15 条」に改める。

附則第 16 条中「第 19 項」を「第 18 項」に、「法附則第 15 条」を「附則第 15 条」に改める。

附則第 17 条の 2（見出しを除く。）を次のように改める。

第 17 条の 2 法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで、又は第 61 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 160 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで、若しくは第 61 条」とする。

附則第 18 条の 2 第 1 項中「法附則第 15 条」を「附則第 15 条」に改める。

附則第 18 条の 2 の 2 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 21 条第 1 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附則第 21 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 5 年度」に改め、同条第 3 項中「第 35 条の 2」を「第 35 条の 3」に改める。

附則第 26 条の次に次の 3 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第 27 条 第 10 条第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第 28 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その

他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第27条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第29条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 岩見沢市税条例の一部を次のように改正する。

第33条の16第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第24項」を「第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第25項」を「第37項」に改め、同条第4項中「第26項」を「第38項」に改め、同条第5項中「第22項」を「第34項」に、「第21項」を「第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第23項」を「第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第22項」を「第34項」に、「第23項」を「第35項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「第22項」を「第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第23項」を「第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第42項」を「第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11

項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第51項」を「第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第83条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の4第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第17項中「第62条」を「第64条」に改める。

附則第17条の2中「第61条」を「第63条」に改める。

（岩見沢市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 岩見沢市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中岩見沢市税条例第19条の改正規定を次のように改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に、「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第1条中岩見沢市税条例第27条の3の改正規定を次のように改める。

第27条の3中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改め、「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

(岩見沢市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 岩見沢市税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第1条第2号を削る。

(岩見沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第5条 岩見沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第42条の4第8項」を「第42条の4第19項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中岩見沢市税条例(以下「市税条例」という。)第83条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第7条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中市税条例第29条の2第1項ただし書の改正規定、附則第3条の4第1項及び第2項、附則第4条第1項、附則第21条第1項並びに附則第21条の2第3項の改正規定並びに附則第26条の次に3条を加える改正規定(附則第28条及び附則第29条に係る部分に限る。)、第2条中市税条例附則第10条、附則第10条の2第17項及び附則第17条の2の改正規定、附則第2条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中市税条例第83条第2項ただし書の改正規定及び附則第8条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第1条中市税条例第12条、第13条、第18条第3項、第26条第1

項及び第2項、第34条第2項から第4項までの改正規定並びに第35条の2第4項から第6項までを削る改正規定、第2条中市税条例第33条の16第1項から第17項まで（第8項を除く。）の改正規定及び附則第3条の4第2項の改正規定、第5条の規定並びに附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の4の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度以前の年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度以前の年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第18条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第29条の3の2第1項の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第29条の3の3第1項の規定は、公布日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提

出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 令和4年4月1日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条第4項の規定は、公布日以後に、同条に規定する所有者とみなした者について適用する。

3 新条例第37条第5項の規定は、公布日以後に、同条に規定する所有者とみなした者について適用する。

4 新条例第61条の3の規定は、公布日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、新条例附則第10条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された

旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、新条例附則第10条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度以前の年度分の都市計画税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 令和2年10月1日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、新条例第83条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第8条 令和3年10月1日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、第2条の規定による改正後の市税条例第83条の規定にかかわらず、なお従前の例による。